

2022年
10月1日
第461号



JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351
Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合
発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/

本部は8月9日、未だに続くコロナ禍の状況の中で、大変な思いをして働く組合員をはじめ、多くの職場の社員の切実な声である142項目の要求を、『申第4号』として提出しました。

そして、8月18日の第1回団体交渉から9月9日の会社回答である第8回団体交渉まで、少しでも現状を変えるべく職場

改訂新人事・賃金制度、54歳原則出向を除く協約 会社が締結拒否！ 労働協約部分のみ締結 2022年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉を集約

の問題点や、未来ある若手社員の「新しい人事・賃金制度等の見直し」と、死文化している「54歳原則出向」の改善について粘り強く主張してきました。職場からの闘いと粘り強い交渉を行ってきたが、会社はJR東海労の主張を受け止めることなく回答を示してきま

年末手当3.5ヶ月 コロナ慰労金10万円 要求提出！

本部は9月27日、2022年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉を集約するため、改訂新人事・賃金制度と54歳原則出向以外について基本協約を締結する意思を表明する『申第6号』を会社に申し入れました。

9月30日開催した団体交渉の中で、本部は「会社はJR東海労が反対しているにもかかわらず、『新しい人事・賃金制度等の見直し』と『54歳原則出向』を一方的に実施しているが、JR東海労が指摘した通り多くの問題点がある」と強く主張しました。

本部は、今交渉の中でもこの2つの制度の問題について会社を追及してきました。しかし、会社は頑なにJR東海労の要求を拒否しました。その制度の問題解決を抜きに

本部は9月27日、2022年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉を集約するため、改訂新人事・賃金制度と54歳原則出向以外について基本協約を締結する意思を表明する『申第6号』を会社に申し入れました。

9月30日開催した団体交渉の中で、本部は「会社はJR東海労が反対しているにもかかわらず、『新しい人事・賃金制度等の見直し』と『54歳原則出向』を一方的に実施しているが、JR東海労が指摘した通り多くの問題点がある」と強く主張しました。

本部は、現時点においてこれ以上の進展は困難と判断し、9月30日、労使関係部分のみの労働協約を不本意ながら締結することを会社に通告しました。

本部は、現時点においてこれ以上の進展は困難と判断し、9月30日、労使関係部分のみの労働協約を不本意ながら締結することを会社に通告しました。

「新しい人事・賃金制度等の見直し」と「54歳原則出向」を認めることはできないと主張しました。会社はこの2つの制度を締結しない限り、協約は締結しないと声明しました。本部は「新しい人事・賃金制度等の見直し」と「54歳原則出向」部分だけを抜いて基本協約を締結する考えのあることを会社に示しましたが、会社はそれを拒否しました。

安倍元首相の国葬が多くの反対の声を無視して強行された。面識のない著名人までもが、参列に招待されている。「死者にムチを打たない」というのは昔から言われてきたことだが、安倍元首相が生前にやってきたことを考えると、疑問に思う▼第一に、戦争関連法を強引に通した。アベノミクスなる政策により、格差は拡大し、労働者の待遇はより悪くなった。非正規労働者は拡大し、失職した人は自ら命を絶った。モリ・カケ・サクラなどの「政治と金」問題は、疑惑が残ったまま終わってしまった。国会答弁では数え切れないほどの嘘の答弁を繰り返してきた。これだけの汚職(疑惑)を繰り返して、国民を愚弄した政治家はかつていたのだろうか。これだけでも国葬には値しないのである▼第二は、国葬は憲法14条が定める「法の下の平等」に抵触する憲法違反といえる▼第三は、旧統一協会を正当化することになるのではないだろうか▼第四は、国民が望んでいない多額の血税を投入したこと▼第五は、国葬を通じて、国への忠誠心を持たせようとする。国葬に反対する人々非国民という図式がつけられていないだろうか。国葬を政治的に利用してはならない。

年休裁判(東京)結審

年休裁判(東京)の第10回口頭弁論が9月29日、開廷され結審しました。原告を代表して今城さんと仲田弁護士が意見陳述を行いました。

今城さんは「運輸所では指定した日の5日前には取れないと年休が取れるか分からない。年休失効も毎年続いており、年間

100回以上も時季指定をしている」と、仲田弁護士は「年休権に関する無理解、労働者の権利を遵守する姿勢の完全な欠落、営利第一主義によるものだ」と訴えました。判決は来年3月16日に言い渡されます。

経営を危くするリニア！ 経協開催を求め申し入れ

本部は9月27日、リニア建設により経営危機の懸念が増大したとして、『申第7号』でリニア中央新幹線建設に関する申し入れを行い、経営協議会の開催を要求しました。以下、申し入れ項目です。

1. 3月9日に開催した「2022年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」に基づく第5回団体交渉の場で、組合は「2027年開業は絶望的だ」とすると、開業目標は何年なのか」と質問した。会社は「開業を遅らせる」とは一言も言っていない。2027年開業のままである」という趣旨の回答を行った。2027年までの工事計画(ロードマップ)を明らかにすること。また、大阪開業を2037年としているが、その工事計画についても明らかにすること。
2. 財政投融資から3兆円の融資を受けたが、現在までに使用した金額を明らかにすること。また、残りの資金はあと何年計画で使用するのかを明らかにすること。
3. 名古屋までの建設費は1.5兆円増で計7.04兆円かかる。これでも、

4. 今年度から2027年までのリニア投資額を年度毎に明らかにすること。
5. 財政投融資以外の建設資金の資金調達の方法、及び資金調達の目処を明らかにすること。
6. 財政投融資の返済が始まる2046年からの年度毎の収入見込みを明らかにすること。
7. 建設工事でこれまで6件の事故が発生している。会社は対策をしっかりと行くと回答したが、その後も事故が発生していることから、十分な対策を取っているとは言い難い。改めて会社見解と再発防止について明らかにすること。また、南アルプストンネル工事では、黒部ダム工事とは比較にならないくらい的大量突発湧水が発生する確率が非常に高いと言われている。組合は、突発湧水により作業員の命の危険性があると危惧する。会社の見解を明らかにするとともに、突発湧水の対処方について明らかにすること。
8. 東南海地震などの巨大地震が発生した場合、大プレートの地殻変動や中央構造線・静岡糸魚川構造線などの活断層の変動で、東海道新幹線もリニア中央新幹線も建造物が破壊されると予測できる。会社は、リニア中央新幹線は巨大地震でも大丈夫だと言いが、その根拠を示すこと。
9. 名古屋開業時ににおける、中央新幹線及び東海道新幹線の1時間当たりの計画運転本数(のぞみ、ひかり、こだま別)を明らかにすること。また、開業時の中央新幹線及び東海道新幹線の運輸収入見込みを明らかにすること。
10. JR東海を除く各

11. 工事の進捗状況(トンネル、残土処理、車両基地、流水対策など)を明らかにすること。
12. リニア建設工事が原因で、陥没事故や河川の枯渇が発生した場合、

13. 会社は昨年12月、大井川水問題に関するパンプレットを発行・配布したが、静岡県をはじめとする自治体から批判が相次いだ。以下の項目について明らかにすること。
 - ① 各自治体からの批判についての見解を明らかにすること。
 - ② 田代ダムの取水制限について、東京電力には相談がなかったとされるが、相談を行う前に取水制限を表明したことに対する見解を示すこと。また、冬季は凍結防止のために一定程度の水を流し続けなければならないが、大井川に戻す水量が確保できないとされている。その見解を示すこと。
 - ③ 残土処理について、静岡県は「残土置き場は土砂崩壊の恐れがあり危険である」と表明したが、会社は残土置き場を変更する考えはないとした。理由を明らかにするとともに、残土置き場の変更の考えはあるのかを示すこと。
 14. 品川工区では、シールドマシンの故障で工事が進んでいない。故障原因を明らかにするとともに、今後の工事計画を明らかにすること。



大阪車両所分会の柳楽さんが、団交出席のため年休を申請したにも関わらず、意図的に時季変更権が行使されたとして訴えていた裁判で、大阪高裁は9月15日、会社の主張のみを採用した不当判決を下しました。高裁は「新幹線電車の運行の安全に関わる交番

労基法を蔑ろにした判断 柳楽裁判控訴審不当判決

15. 名古屋〜大阪間の建設のアクセスメントを含む計画を明らかにすること。また、その建設費の見込みを明らかにすること。
16. 静岡県の難波番司理事は8月31日、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事で発生する残土のうち、有害物質を含む「要対策土」を大井川上流部の「藤島沢」に積み上げるとするJR東海の残土処理計画について、認められないことを

明らかにした。これにより工事計画の変更が余儀なくされ、「2027年度名古屋開業」はますます困難になる。会社の見解を明らかにすること。

17. 神奈川県相模原市に建設予定の「関東車両基地」の整備が遅れているとの報道がある。整備の進捗状況を明らかにすること。
18. 会社は「2027年名古屋開業」を撤回しないが、JR東海は静岡工区に限らず、リニア

空白勤務は変形労働時間制の要件を満たさない 未払い賃金を労基署に申告!

新幹線乗務員が予備月に「空白勤務」が指定されること、変形労働時間制の要件を満たしていないため、通常の労働時間制度としての労基法が適用され、法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超え場合は、超過勤務が発生します。大阪運輸所組合員2名は、超過勤務の未払請求を金子社長宛てに内容証明書で通知をしました。現場管理者は9月6日、「就業規則や賃金規程からも何ら問題はない」と口頭で回答しました。組合員2名は9月7日、回答には納得できな

新幹線関西地本は判決日当日、年休権柳楽本人訴訟・高裁判決報告集会を開催し、不当判決を跳ね返し闘う意思統一を図りました。柳楽さんは28日、上告しました。利を奪ってまでも新幹線の運行が大事だという反動的な判断をしたので

19. 直ちにリニア建設を中止し、計画そのものを撤回すること。

中央新幹線建設工事全体が遅れていると認識している。工事の遅れを取り戻すには「突貫工事」にならざるを得ず、指摘していたような事故が更に発生し、工事関係者の安全が脅かされ、完成した設備についても、瑕疵が発生し結果として建設費は更に膨らむと考える。会社の見解を明らかにすること。